

介護保険制度の抜本的改革を求める意見書

平成12年から実施された介護保険制度は、介護保険法第1条に「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。」と崇高な理念を掲げ、介護を社会で支える画期的なものとして全国で運営されてまいりました。

しかしながら、我が豊後大野市の状況を見ますと、平成22年国勢調査で明らかになったように一段と少子高齢化が進展し、その高齢化率は37%超と未知の領域へ突き進んでおり、加えて核家族化により一人暮らしの高齢者も大幅に増え、豊後大野市は介護予防活動や認知症対策等に積極的に取り組んでいますが、地域コミュニティが崩壊していく現実があります。

あわせて、本市では介護保険制度の維持に係る費用が伸び続け、地域で暮らす高齢者の生活に与える影響が大きくなると予想されます。その結果、給付と負担のバランスをどのように確保するのかという根幹の問題は、保険者たる自治体にとって、その存立を脅かされる重大な問題となってきております。

介護保険に関わる財政の安定した運営、並びに地域に暮らす人々が将来に不安を持つことのないよう、持続可能な介護保険制度にしていくために、次のとおり介護保険制度の抜本的な改革を強く求めるものであります。

記

- 1 介護保険の諸問題を解決するため、また、被保険者の多様化していく需要や要望に応えるために、広域化による保険者設立を積極的に推進すること。
- 2 介護保険制度を安定的で持続可能なものとするため、第1号被保険者負担率の軽減、並びに市町村負担率の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

豊後大野市議会議長 小野 栄 利

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	様
厚生労働大臣	小宮山洋子	様
財務大臣	安住淳	様